

座間市公共施設再整備計画基本方針



平成29年3月

目次

第1章 基本方針の背景と目的.....	1
1 背景と目的	1
2 基本方針の位置づけ.....	2
3 方針期間.....	3
4 対象とする公共施設.....	4
第2章 公共施設の現状及び課題.....	5
1 公共施設の保有状況と課題	5
2 人口推移と将来見通し.....	6
3 財政状況と課題	7
4 市民アンケート調査結果.....	8
第3章 再整備計画基本方針	12
1 基本方針.....	12
2 再整備計画策定にあたっての考え方.....	14
3 再整備計画手法（各類型の方向性）	20
第4章 今後の取組み	24
1 座間市公共施設再整備計画策定に向けた取組み	24
2 基本方針推進に向けた庁内体制	25

第1章 基本方針の背景と目的

1 背景と目的

座間市（以下「本市」という。）では、昭和40年代から市の発展にあわせて、小中学校をはじめ様々な公共施設の整備を行ってきました。現在、これらの施設は整備から数十年が経過しており、建て替えや大規模修繕の時期を迎えます。建て替え等に当たっては多額の費用が必要となることや、今後の人口減少や少子高齢化等による社会情勢の変化に伴う住民ニーズへの対応等が喫緊の課題と考えられています。本市では、平成25年3月に「座間市公共施設白書」を作成し、公共施設の資産価値や運営状況、フルコスト等の現状と課題を明らかにするとともに、今後20年にわたり公共施設を更新・維持していくために必要な経費見込みを算出しました。その後、座間市公共施設白書に基づき、平成27年3月に「座間市公共施設利活用指針（以下「利活用指針」という。）」を策定し、公共施設の最適な配置や効率的な管理運営等に向けて基本的な方向性を決めました。

一方、国では、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、効率的かつ効果的に公共施設の維持管理を着実に実施することを地方公共団体に求めました。そして、平成26年4月にすべての地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定要請を行いました。本要請では、地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえ、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的としています。

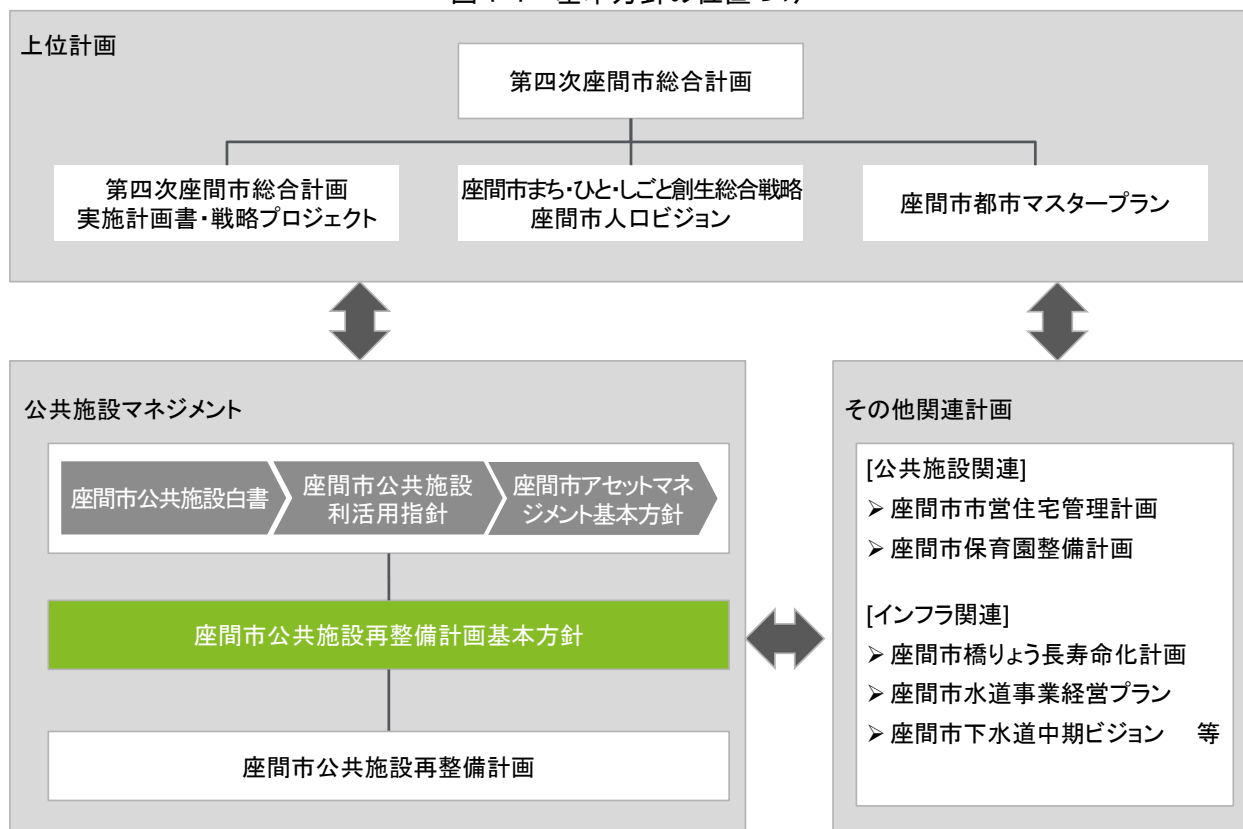
本市では、国の指針等が発出される以前から、老朽化対策に取り組んできましたが、市が保有する公共施設に加えて都市基盤系施設（道路、橋りょう、上下水道など）を含めて各施設の基本的な考え方や方向性を定め、平成28年3月に「座間市アセットマネジメント基本方針（以下「総合管理計画」という。）」を策定しました。

今回策定した「座間市公共施設再整備計画基本方針（以下「基本方針」という。）」は、総合管理計画における、公共施設の再整備に向けての取組内容を具体化し、各類型別の施設の方向性等を示しています。今後、基本方針を踏まえ、本市における公共施設のあり方について検討し、公共施設の最適な配置に向けた座間市公共施設再整備計画を策定する予定です。

2 基本方針の位置づけ

基本方針は、公共施設の再整備における方向性、推進体制等の具体化を図った計画であり、最上位計画である「座間市総合計画」やその他関連計画との整合性を図ります。

図 1-1 基本方針の位置づけ



3 方針期間

基本方針は、総合管理計画との整合性を図る必要があることから、総合管理計画の計画期間にあわせ基本方針の計画期間は19年とします。また、必要に応じて基本方針の見直しを行っていきます。

図 1-2 方針期間

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成33年度以降
座間市公共施設白書	策定									
座間市アセットマネジメント基本方針 (座間市公共施設等総合管理計画)				策定	計画期間(平成28年度～47年度)					
座間市公共施設再整備計画 基本方針					策定	計画期間(平成29年度～47年度)				
座間市公共施設再整備計画						策定予定			計画期間 (平成32年度～)	
座間市総合計画	第4次総合計画(平成23年度～32年度)								第5次総合計画 (平成33年度～42年度)	
座間市都市マスタープラン	座間市都市マスタープラン(平成13年度～32年度)								次期都市マスタープラン (平成33年度～)	
座間市まち・ひと・しごと創生 総合戦略				座間市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成27年～31年度)					次期総合戦略 (平成32年度～)	

4 対象とする公共施設

対象とする施設は、本市が所有している行政系施設、学校教育施設などすべての公共施設を対象とします。(インフラ系施設及び公営企業に属する施設を除く)

表 1-1 市が保有する公共施設一覧

区分		対象施設	所管部門
1. 行政施設	市庁舎	市庁舎、ふれあい会館	財産管理課
	消防施設	消防本部、消防署、消防東分署、消防北分署	消防総務課
2. 生涯学習施設	公民館 地区文化センター 青少年センター	公民館 北地区文化センター、東地区文化センター 青少年センター	生涯学習課 生涯学習課 青少年課
	市民文化会館、 図書館	ハーモニーホール座間(市民文化会館) 図書館	生涯学習課 図書館
3. 健康・スポーツ施設	市民健康センター 市民体育館	市民健康センター スカイアリーナ座間(市民体育館)	健康づくり課 スポーツ課
	プール	プール(管理棟等12施設)	スポーツ課
	その他スポーツ 関連施設	市民球場、新田宿グラウンド、ひまわり公園テニスコート、 多目的グラウンド(相模川グラウンドなど)	スポーツ課
4. 学校教育施設	小学校	座間小学校、栗原小学校、相模野小学校、相武台東小学校、 ひばりが丘小学校、東原小学校、相模が丘小学校、 立野台小学校、入谷小学校、旭小学校、中原小学校	教育総務課
	中学校	座間中学校、西中学校、東中学校、栗原中学校、 相模中学校、南中学校	教育総務課
5. 福祉施設	保育園	栗原保育園、相模が丘東保育園、ちぐさ保育園、緑ヶ丘保育園、 東原保育園、相武台保育園、ひばりが丘保育園、 小松原保育園、相模が丘西保育園	保育課
	児童館	座間児童館、鳩川児童館、ひばりが丘南児童館、相模野児童館	子ども育成課
	老人憩いの家 総合福祉センター	相模が丘老人憩いの家、ひばりが丘老人憩いの家、立野台老人憩いの家、 相武台老人憩いの家、栗原老人憩いの家、座間老人憩いの家、 入谷老人憩いの家、サニープレイス座間(総合福祉センター)	福祉長寿課
	その他福祉 施設	もくせい園、通園センター 生きがいセンター	障がい福祉課 福祉長寿課
6. コミュニティセンター、 集会所		立野台コミュニティセンター、新田宿・四ツ谷コミュニティセンター、 小松原コミュニティセンター、東原コミュニティセンター、 相模が丘コミュニティセンター、相武台コミュニティセンター、 ひばりが丘コミュニティセンター、栗原コミュニティセンター	市民協働課
		ひばりが丘集会所	市民協働課
7. 市営住宅		四ツ谷住宅、東原住宅、上宿住宅、西原住宅、北相武住宅、 立野台住宅、東相武住宅、栗原住宅	建築住宅課
8. リサイクルプラザ、 清掃関連施設		リサイクルプラザ、資源リサイクルセンター、 第2資源リサイクルセンター、クリーンセンター	資源対策課
9. その他施設		分庁舎 さがみ野自転車駐輪場 公園管理棟	財産管理課 市民協働課 公園緑政課

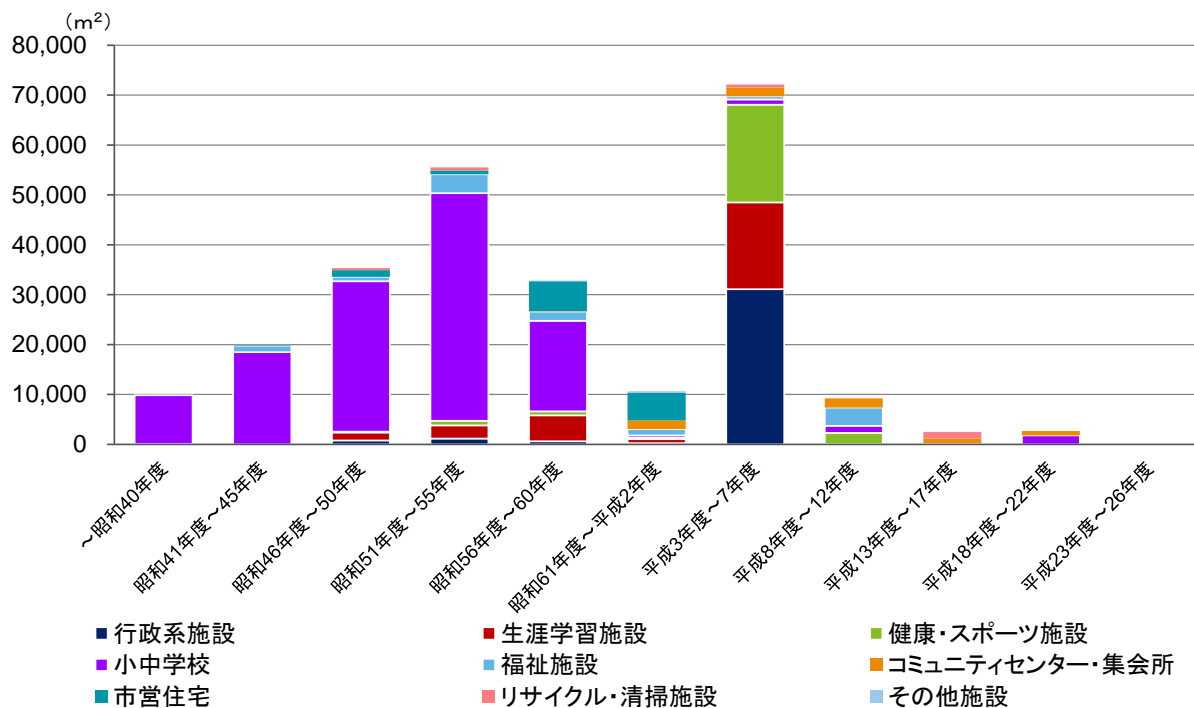
第2章 公共施設の現状及び課題

1 公共施設の保有状況と課題

本市の公共施設は、平成26年度末決算で総数85、総床面積は約25万500㎡となっています。分野別にみると、学校教育施設が約12万7,100㎡で最も多く、学校教育施設の床面積が全体の約50%を占めています。

公共施設は、市の人口急増期であった昭和40年代から50年代、市の核づくり計画による大規模施設が建設された平成3年度から7年度の期間において整備面積の割合が高くなっています。この時期に整備された公共施設は、新しいものでも20年、古いものでは50年が経過しており、今後、建て替えや大規模修繕の時期が集中することから、多額の財源を確保する必要が見込まれています。

図2-1 建築年度別施設床面積



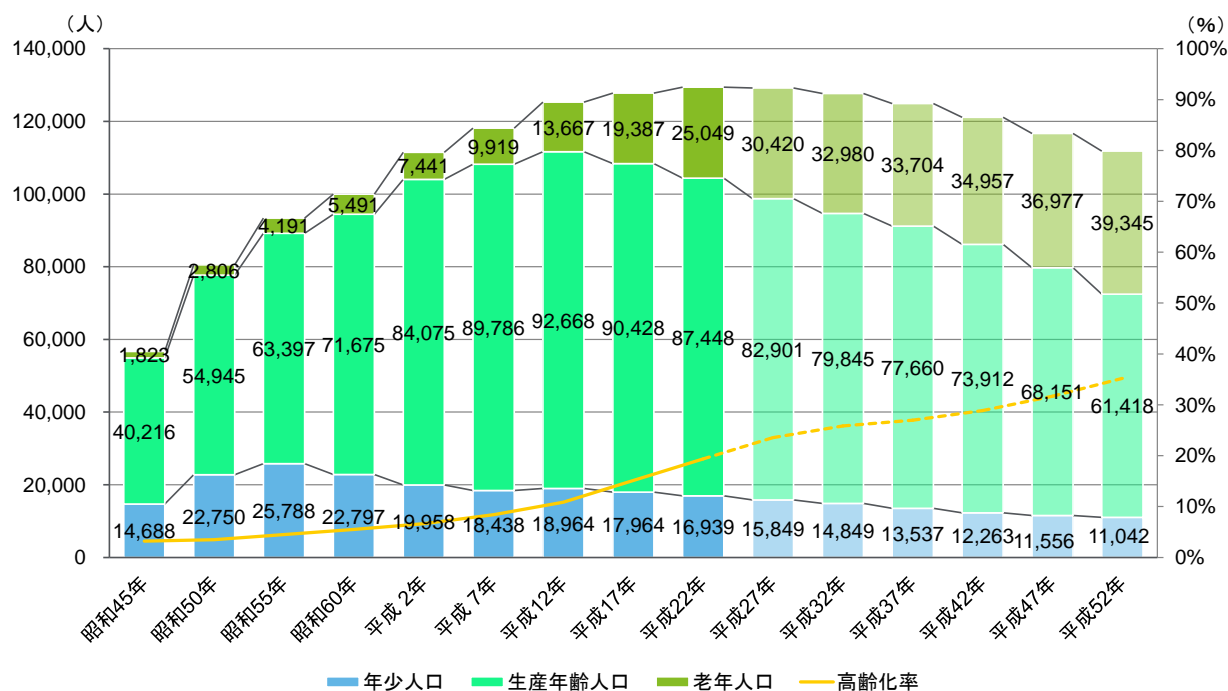
(資料：固定資産台帳(平成26年度))

このため、今後増加する公共施設の老朽化に対して適切な対策を実施して、安全な公共施設の維持に努める一方、建て替えや大規模修繕の時期をできる限り分散し、計画的な維持管理と財政負担の平準化を行っていくことが求められています。

2 人口推移と将来見通し

本市の人口は、昭和 30 年代後半の高度経済成長期から急激に増加し、これまで増加し続けてきましたが、平成 22 年の約 13 万人をピークに減少傾向に転じ、平成 52 年には約 11 万人まで減少すると見込まれています。

図 2-2 本市の人口推移と将来見通し



(資料：座間市人口ビジョン)

年齢層別人口では、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）が減少する一方、老年人口（65 歳以上）は増加すると考えられており、今後は少子高齢化がますます進行していくものと見込まれます。

このように、本市では、今後人口減少や少子高齢化が急速に進行すると予想されており、公共施設に対する利用や需要、市民ニーズが変化することが見込まれます。そのため、最適な公共サービスと施設のあり方を検討していく必要があります。

3 財政状況と課題

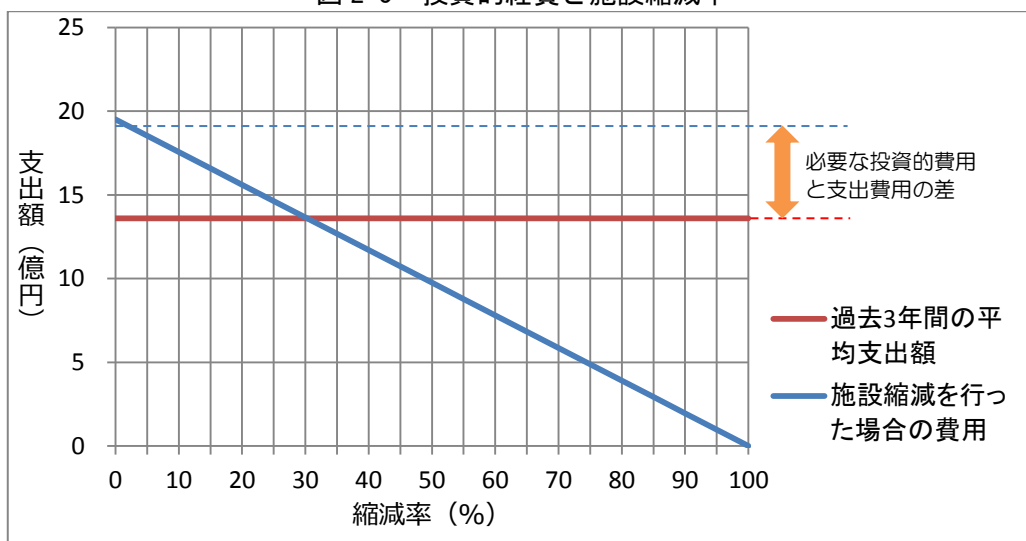
本市の今後の財政見通しをみると、歳入面については生産年齢人口の減少に伴う個人市民税の歳入減少が予想される一方で、歳出面では高齢化に伴う扶助費等の増額により、義務的経費全体は増えていくものと思われます。

このことから、本市の財政状況は、徐々に厳しくなっていくものと予想されており、公共施設の建て替えや維持管理に支出できる財源には限界があると考えられます。

総合管理計画において、今後20年間で現在市が所有している公共施設の建て替えや大規模修繕に要する費用の合計は、約389億5,400万円（大規模修繕・建替費用約364億3,300万、未実施分25億2,100万）と算出されました。

これに対し、本市の過去3年間の普通建設事業費（都市基盤系施設除く）の平均支出額が約13億6,100万円であることから、現在の支出額と必要な投資的費用の差が約6億円あり、現在の支出規模では、現有の公共施設を3割程度縮減しなければ今後の維持が困難であることを下図は示しています。

図 2-3 投資的経費と施設縮減率



(資料：座間市アセットマネジメント基本方針)

このように、本市では限りある財源の中で、計画的な公共施設の維持管理に取り組む必要があります。また、市民ニーズに適切に対応するために、公共施設の最適化に向けた取組みを検討することが求められています。そのため、中長期的な経費や充当可能財源の見込み額など今後の財政推計について、さらに検討を進めていきます。

4 市民アンケート調査結果

本市では基本方針を策定するにあたり、市民の公共施設に関する考え方を把握することを目的として、市民アンケート調査を実施しました。

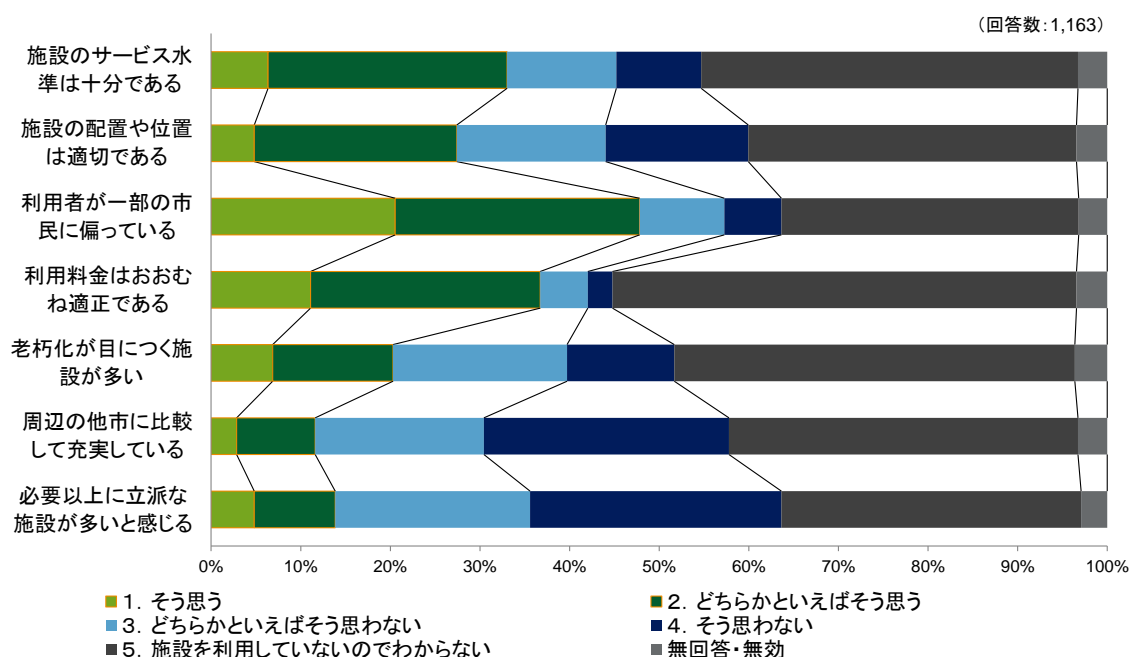
(1) 調査概要

調査地域	座間市全域
調査対象者	18歳以上の男女
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送法（郵送配布－郵送回収）
調査期間	平成28年9月27日～平成28年10月11日
標本数	3,000名
回答数	1,163名
有効回答率	38.8%

(2) 調査結果

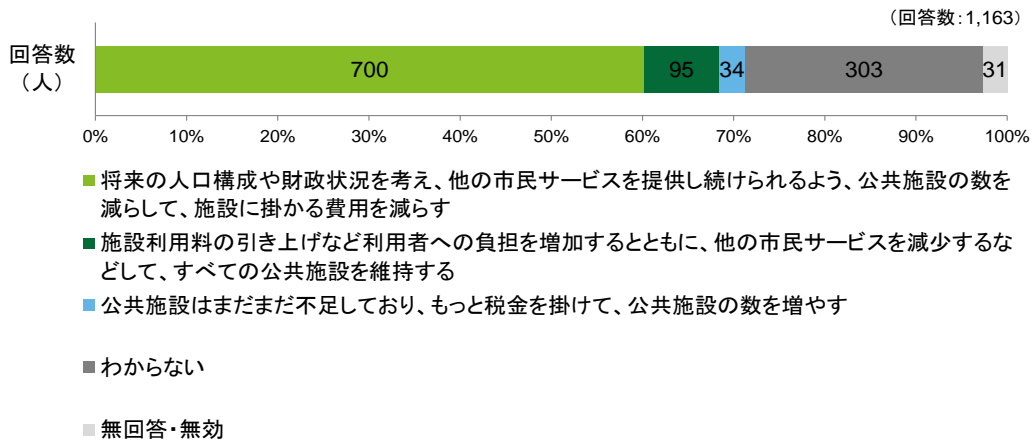
【設問①】現在の市の公共施設全般について、どのようにお感じですか。下記（ア）～（キ）それぞれについて、あなたの考え方に最も近いものを1～5の中から1つ選び、番号を○で囲んでください。

「一部の市民に偏っている」「利用料金はおおむね適正である」「施設のサービス水準は十分である」に対してそう思う、どちらかといえばそう思うとの回答が多く得られています。



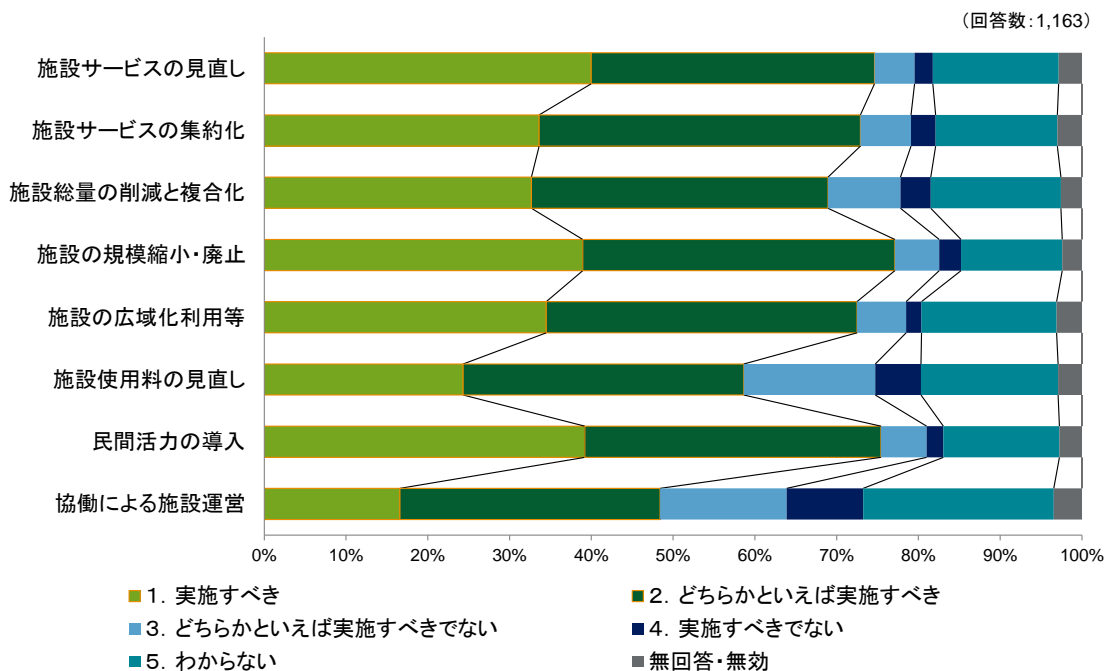
【設問②】 将来、少子高齢化や人口減少の影響などによって、すべての公共施設を維持することが難しくなると想定されますが、今後の公共施設の考え方について、下記1～4のうち、あなたの考え方に最も近いものを1つ選び、番号を○で囲んでください。

約60%が「公共施設の数減らして、施設に掛かる費用を減らす」と回答しています。



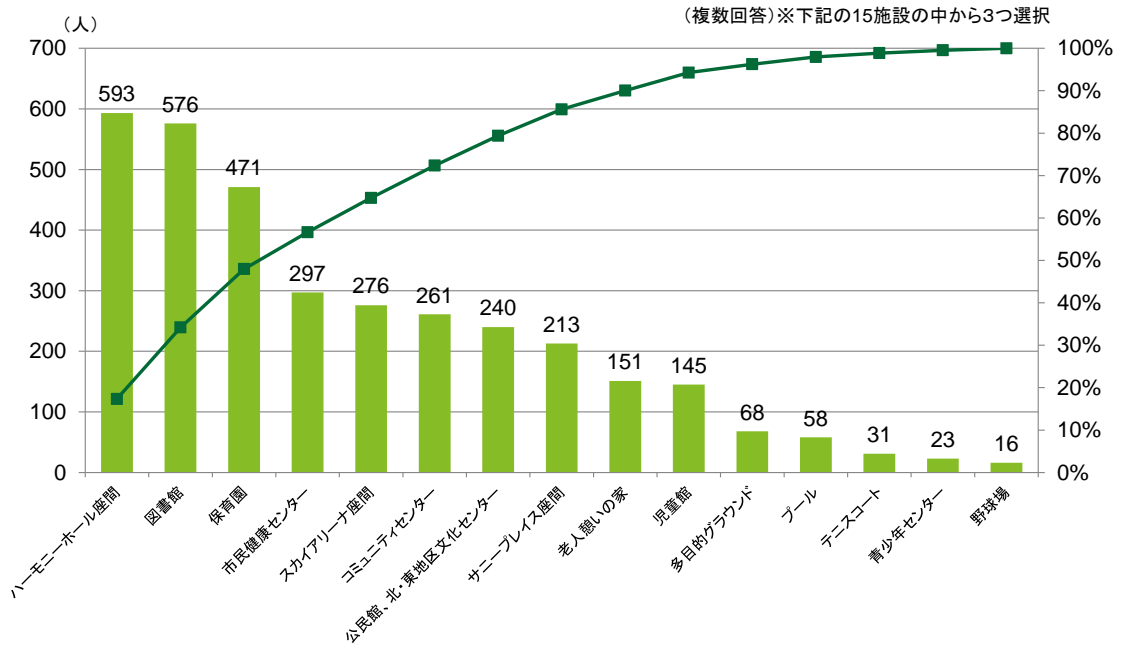
【設問③】 公共施設の整備や維持管理の手法について、下記(ア)～(ク)それぞれについて、あなたの考え方に最も近いものを1～5の中から1つずつ選び、番号を○で囲んでください。

「施設規模の縮小・廃止」、「民間活力の導入」、「施設サービスの見直し」に対して、そう思う、どちらかといえばそう思うとの回答が多くなっています。



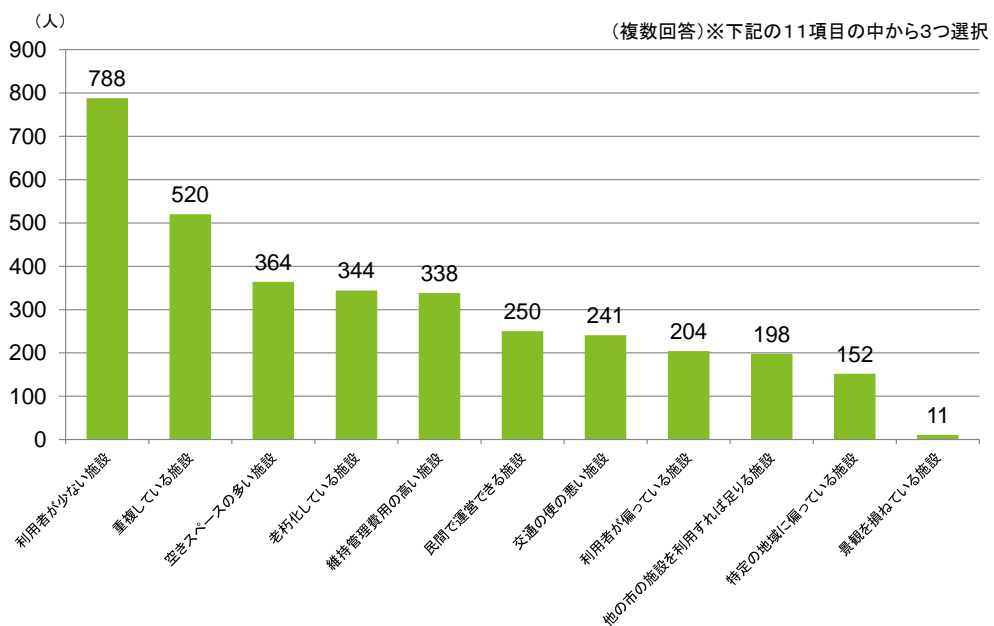
【設問④】市が将来にわたり優先的に維持すべきと考える施設を下記1～15の施設の中から3つ選び、番号を○で囲んでください。

ハーモニーホール座間、図書館、保育園の3施設で全体の約50%程度を占めています。



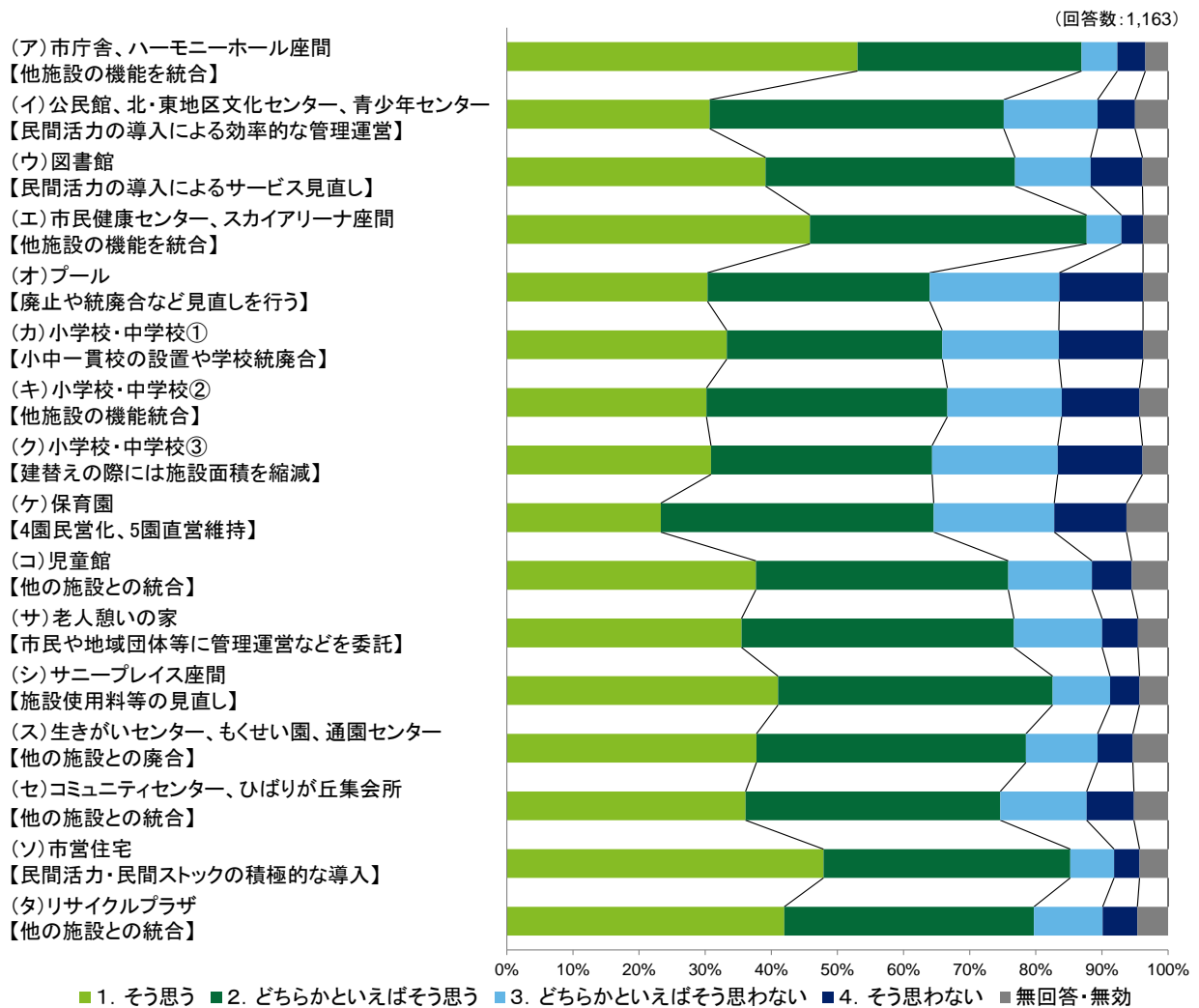
【設問⑤】もし、公共施設を減らしていかなければならないこととなった場合、どのような施設を廃止や統合すべきと思いますか。下記1～11のうち、あなたの考えに近いものを3つ選び、番号を○で囲んでください。

利用者が少ない施設が788名で一番多く、次に重複している施設が520名、空きスペースの多い施設が364名となっています。



【設問⑥】 今後、市の公共施設は、どのようにしていくべきだと思いますか。下記（ア）～（タ）それぞれの意見について、1～4の中から1つずつ選び、番号を○で囲んでください。

今後の公共施設のあり方について、すべての項目で約6割以上の回答者がそう思う、またはどちらかといえばそう思うと回答しています。



第3章 再整備計画基本方針

1 基本方針

総合管理計画では、次の3つの方針を今後の基本的な考え方として定めています。基本方針では、これらの考え方を踏まえ、再整備計画で可能な限り具体化を図ります。

<方針1> 施設サービスを仕分けして効率化を図ります

(1) 施設サービスの仕分け

市が提供している施設サービスについて、その必要性を見極め、存続・統合・民営化・廃止等の位置づけを明確にします。

(2) 施設機能等の検証と施設サービスの集約化

施設サービスの仕分けと同時に、サービスを実施している施設自体の機能や老朽化の状況等を合わせて検証し、施設サービスの集約化を図ります。

(3) 施設の将来方向の決定

施設サービスの仕分け結果を踏まえて、現有施設の将来方向を定め、存続すべき施設を限定します。

<方針2> 施設総数を縮減し、施設にかかる経費を減らします

(1) 施設総数の縮減

存続施設以外の施設については、統廃合等を推進し、現有施設の総数を縮減します。統廃合等により不用になった施設については、売却、貸出等を含め、新たな活用方法を多角的に検討します。また、危険性が認められる等の場合には、早期に取り壊しを行うなど、適切な対応を図っていきます。

(2) 施設の長寿命化と更新

将来にわたり存続すべき施設については、不具合の発生等に対する早期の対応など、計画的な保全に努め、施設、設備の長寿命化及び耐震化を図ります。また、大規模修繕や建て替えに際しては、施設の適正な規模、機能、配置等や他施設との複合化、多機能化を合わせて検討します。

(3) 施設の移設、廃止

民有地に建設されている公共施設は、建て替え時に合わせて移設または他の施設への統合等により原則として廃止します。

(4) 施設の広域的利用等

時代の変化と共に求められる施設サービスを提供する方策として、県や周辺自治体と連携した施設の広域的利用、共同整備等を検討します。

<方針3> 運営コストの削減とサービス提供主体の多様化を推進します

(1) 受益者負担の適正化

利用者からの負担金の徴収が可能な施設については、その水準が全て適正であるかどうか改めて検討を行います。その際には、利用者が負担可能であるかどうかの視点をはじめ、運営コストとの対比や他都市類似施設との比較等、さまざまな観点からの検討を行います。

(2) 民間活力の導入

指定管理者制度やPFIをはじめとした民間企業等のもつ多様な知識、ノウハウの活用等、より効率的な管理運営に資する方策を積極的に取り入れます。

また、施設の所有権を民間に委譲することについても、費用抑制につながるのであれば、中長期的な視点から選択肢の一つとします。

(3) 協働による施設運営

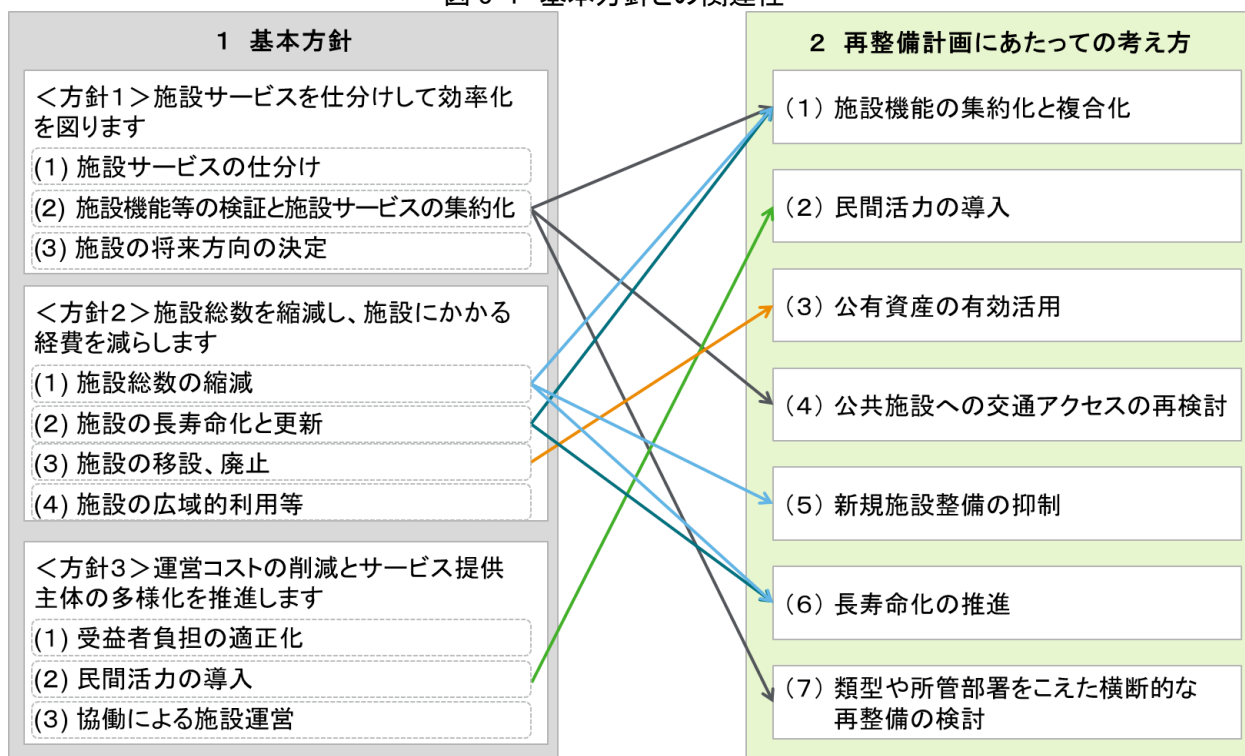
地域に密着した施設については、可能な範囲で市民や地域団体等との協働によるサービス提供、管理運営を行います。

2 再整備計画策定にあたっての考え方

今後、住民ニーズに対応した行政サービスを提供しつつ、施設総量の縮減を同時に達成するため、公共施設の最適な配置を推進する必要があります。そのため、限られた財源の中で、利便性やサービスの向上を図り、管理運営の効率化を図る観点から、本市が保有する公共施設について、今後の建て替えや大規模修繕等の再整備にあたっての方向性を検討していきます。

また、再整備計画策定作業では、現在本市が提供している「施設サービスの仕分け」を進め、「施設の将来方向の決定」を行ってまいります。「受益者負担の適正化」や「協働による施設運営」の手法についてもあわせて検討を進め、運営コストの削減とサービス提供主体の多様化を推進していきます。

図 3-1 基本方針との関連性



公共施設の最適な配置にあたり、基本方針を踏まえ、次の視点から今後の再整備計画を策定します。

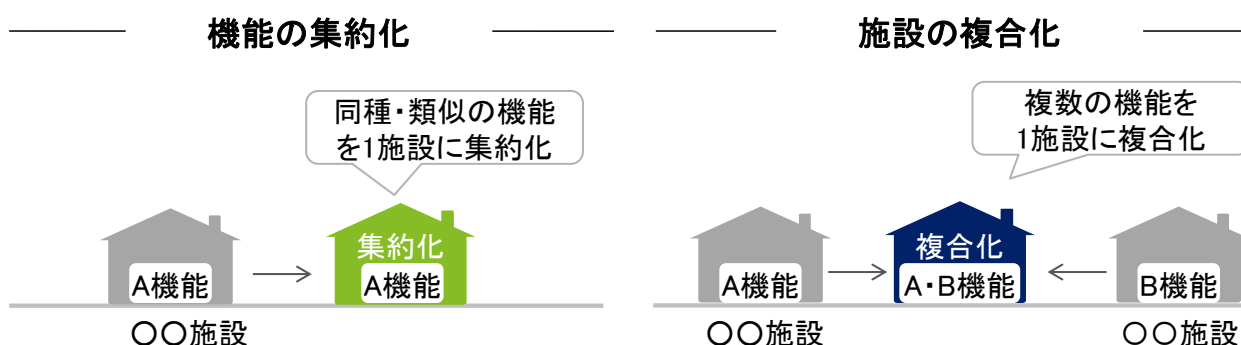
(1) 施設機能の集約化と複合化

利用状況の低い施設や、市内で類似機能がある施設については、施設の利用状況の改善や効率的な管理、施設面積の縮減が期待できることから、行政サービスの専門性を向上させるため、近隣の同種・類似する機能を拠点施設に“集約化”することを推進します。

また、1か所で複数のサービスが利用できる施設は、市民の利便性向上や世代間交流の促進、施設運営の効率化が期待できることから、余剰スペース等の活用により、複数の機能を1つの施設でサービス提供していく“複合化”を推進します。

再整備計画の策定にあたっては、市民サービスや施設利用、施設の老朽化の観点から、利用者目線で相乗効果が期待できる施設の集約化や複合化の機能の組み合わせについて検討を進め、施設の最適な配置を推進します。

図 3-2 施設の集約化及び複合化



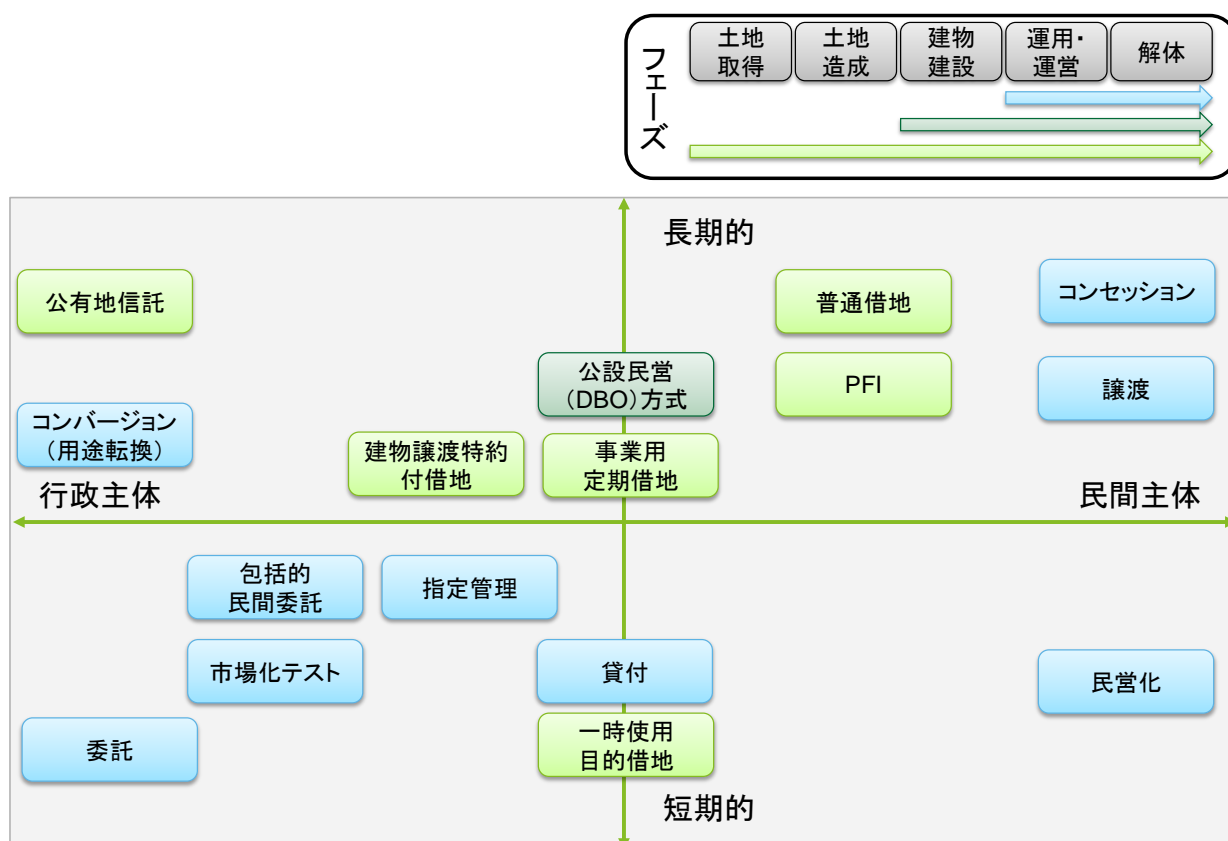
(2) 民間活力の導入

民間活力を導入するために、サービスと施設を切り分けて考え、サービスを民間が提供することができないか、施設の所有を民間が行うことはできないか、それぞれ検討していきます。民間により類似サービス提供がされていたり、民間がサービス提供に参画することができたりする事業については、各フェーズに応じた最適な手法を検討し、積極的に民間活力の導入を図り、サービス向上に努めます。

管理運営段階	指定管理、包括的民間委託、コンセッション、民営化等
施設整備段階	PFI、公設民営（DBO）方式等
跡地・施設活用	事業用定期借地、公有地信託、貸付、コンバージョン（用途転換）等

本市が所有を行う必要がない施設については、民間からの賃貸や、民間資金を活用した施設整備などへの切り替えを推進します。

図 3-3 民間活力の導入手法

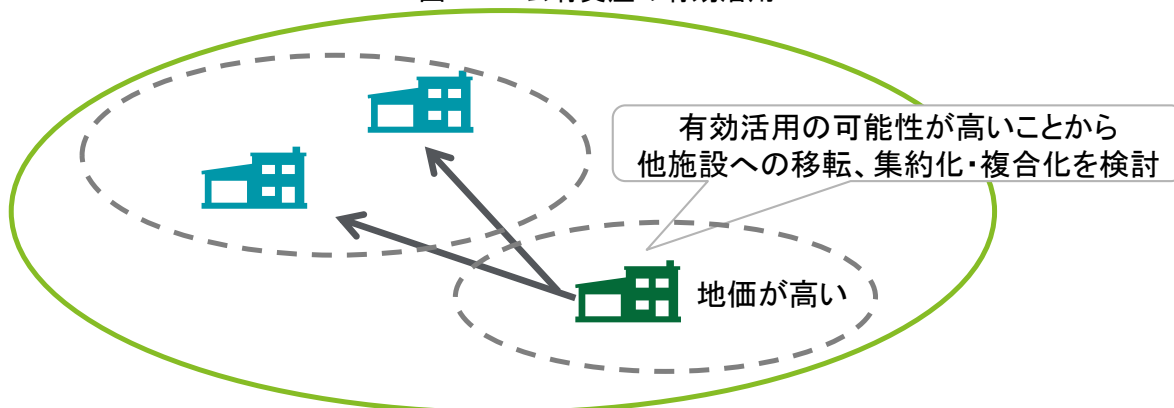


(※各手法の用語については、26項の用語集を参照ください。)

(3) 公有資産の有効活用

公共施設の最適配置を進めるうえで、集約化・複合化等により不用になった施設や跡地については、貸出や売却を行っていくことになります。施設の最適配置を進める上では、本市が提供する行政サービスの観点のみで考えるのではなく、出口戦略としての貸出・売却の道筋も考慮の上、集約化・複合化等の施設を決定します。有効活用の可能性が高い施設については、他の施設への移転、集約化・複合化を図り、市が保有している土地については、公共施設の建替え候補地・貸出・売却といった活用策を検討し、座間市全体での土地利用の最適化を図ります。

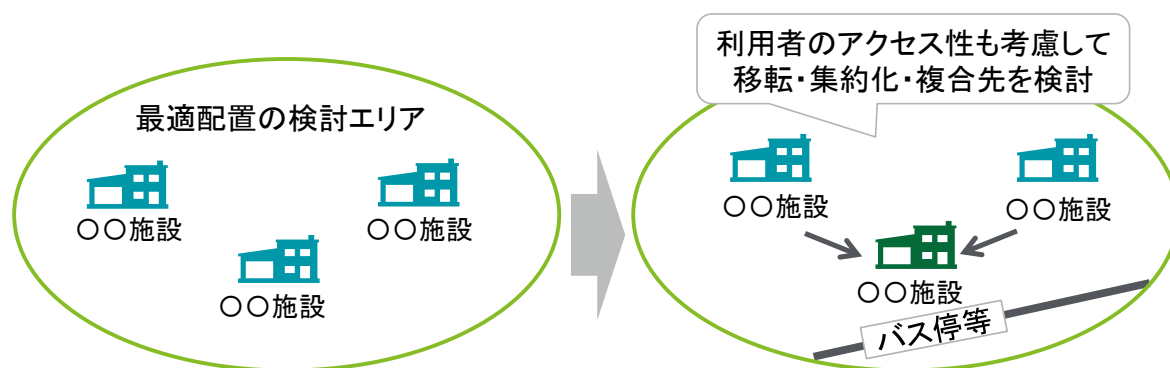
図 3-4 公有資産の有効活用



(4) 公共施設への交通アクセスの再検討

今後、人口減少と高齢化の進行により公共施設へのアクセスなどに課題が生じることから、施設の再配置にあたっては、利用者のサービス圏域を考慮のうえ、アクセス手段についてもあわせて検討します。

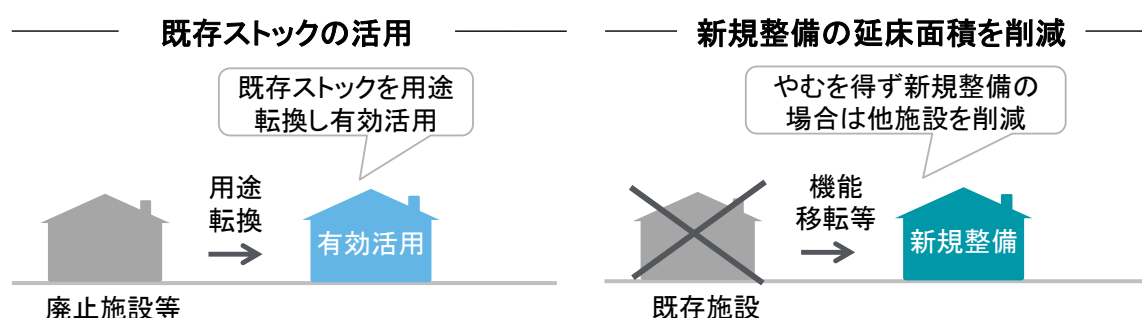
図 3-5 交通アクセスの再検討



(5) 新規施設整備の抑制

時代の変遷に応じて、新たな行政サービスのニーズが生まれてくることがあります。そのような場合には、既存施設の用途転換や複合化等による既存ストックの有効活用を第一に考えることとし、新規施設の整備は原則として行いません。ただし、既存ストックでの対応が難しく、やむを得ずに新規施設の建設が必要な場合においては、民間活力の導入等により本市の財政負担を最小限に抑えるとともに、新規施設の延床面積を上回る延床面積を他施設の削減等により実施することで、持続可能な財政運営を行います。

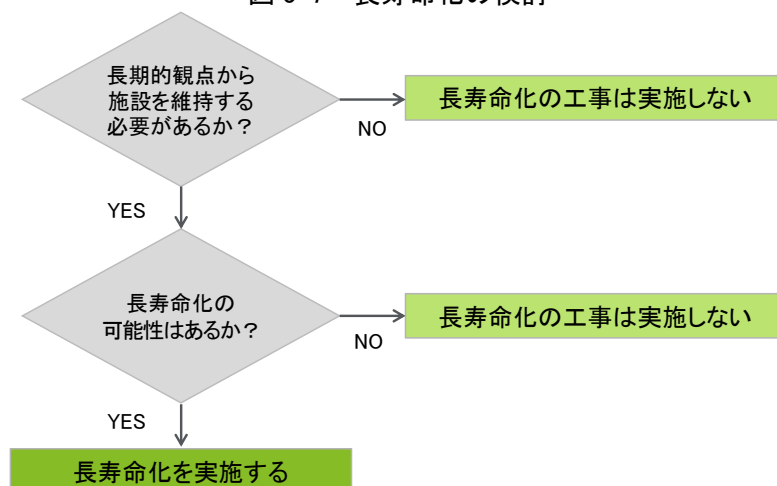
図 3-6 新規施設整備の抑制



(6) 長寿命化の推進

再整備計画の策定にあたっては、各施設の必要性を検証し、メリハリをつけた積極的な長寿命化を推進します。具体的には、今後も本市が継続的に提供するべき行政サービスを行うために不可欠な施設について、長寿命化を積極的に推進し、ライフサイクルコストの最小化に努めます。長期的な観点で、本市が維持する必要性の低い施設については、長寿命化等の大規模改修工事を抑制し、長寿命化推進が不可欠な施設の財源とします。

図 3-7 長寿命化の検討



(7) 類型や所管部署をこえた横断的な再整備の検討

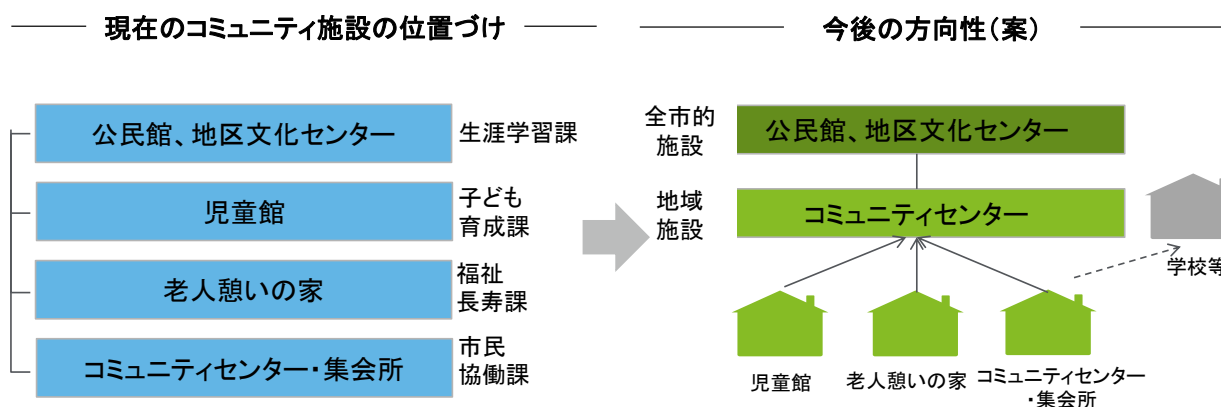
再整備計画を策定するにあたっては、施設の類型や現在の所管部署にとらわれることなく、利用者目線・市民目線で、類型横断・部署横断により、あるべき公共施設の在り方と最適配置を検討します。

～横断的な検討（例）～

本市では、今後、人口減少や少子高齢化といった社会環境の変化に伴い市民と行政が協働して地域コミュニティの活性化を図る必要があります。

そのため、公民館、地区文化センター、コミュニティセンター・集会所、児童館、老人憩いの家等の公共施設については、類型・部署を横断し、利用者目線・市民目線で全庁的な検討を行い、最適配置を進めます。また、小学校や中学校など学校施設は、地域コミュニティのよりどころとなっていることから、コミュニティ系施設と学校施設との連携や複合化等による施設の配置についても検討していきます。

図 3-8 横断的な検討（例）



3 再整備計画手法（各類型の方向性）

（1）行政系施設

① 市庁舎

市庁舎は市民サービスの拠点であることから、計画的な維持管理と長寿命化に努め、ライフサイクルコストの最小化を図ります。

また、ふれあい会館を含め必要な施設量を検討し、余剰スペースが発生する場合には、他施設の機能移転や民間活力の導入を検討するなど施設の有効活用を図ります。

② 消防施設

消防本部（消防署庁舎）は、来年度に現在整備中の新施設への移転を予定しています。今後も行政サービスとして必要不可欠な機能であるため、移転後も計画的な維持管理と長寿命化に努め、ライフサイクルコストの最小化を図ります。

現消防庁舎跡地は、多用途での活用が想定されることから、市民にとって最善の活用を図ります。また、分署（東分署、北分署）は長寿命化に努め、ライフサイクルコストの最小化を図ります。また、中長期的観点から、現分署周辺の建替え候補地にも留意し、他施設の最適配置を進めます。

（2）生涯学習施設

① 公民館、地区文化センター、青少年センター

公民館、地区文化センターは、老人憩いの家、児童館及びコミュニティセンターと類型・部署を横断的に機能の再編を進め、市民にとって最適な配置と複合化を図り、全体としての総量を縮減します。

青少年センターは、修繕などの老朽化対策を実施して計画的な維持管理に努め、他の施設への機能移転を含めた検討を進めます。

② 市民文化会館、図書館

市民文化会館及び図書館は、市民サービスの拠点となっていることから、計画的な維持管理と長寿命化に努め、ライフサイクルコストの最小化を図ります。また、図書館は、引き続き直営で運営を行います。その上で、敷地や施設の更なる有効活用を図るため、民間活力の導入も含めた検討を行います。

(3) 健康・スポーツ施設

① 市民健康センター、市民体育館

市民健康センターは地域保健活動の拠点としての機能や、休日・夜間診療の拠点としての機能など多様な機能を有しているが、建築当時との時代背景・周辺環境の変化を踏まえて、将来を見据えてあり方を検討します。また、必要な機能への絞り込みと、他施設への機能移転とスペースの有効活用を図ります。

市民体育館はスポーツの拠点となっていることから、計画的な維持管理と長寿命化に努め、ライフサイクルコストの最小化を図ります。

② プール

プールは学校教育活動での利用を考慮した上で、学校施設の再整備と併せて検討を進め、利用状況及び老朽化状況を考慮のうえ、施設の統廃合を検討します。また、今後は学校併設化や他市施設・民間施設の使用についても含めて、あり方を検討します。

③ その他スポーツ関連施設

修繕などの老朽化対策を実施します。また、今後、市民の需要、利用状況、管理運営コストなどを考慮のうえ、施設のあり方について見直しを行います。

(4) 学校教育施設

① 小学校、中学校

今後の生徒・児童数を考慮のうえ、余裕教室などが生じる場合は、教育活動に支障のない範囲で児童ホーム等の機能を移転して、活用します。長期的には、本市の生徒・児童数は減少する見込みであることから、学区の見直しや学校の統廃合を進めます。また、見直しにあたっては、小中一貫校の設置も選択肢として検討を進めていきます。これらの検討の結果、長期使用を見込む学校については、長寿命化に努め、ライフサイクルコストの最小化を図ります。

建て替えにあたっては、将来の生徒・児童数を考慮のうえ、施設面積の縮減を図るとともに、他施設との複合化が可能な学校については複合化を図ります。

(5) 福祉施設

① 保育園

今後も保育ニーズが高まっていくことが見込まれることから、市民アンケートの結果も踏まえ、市民が利用しやすい保育サービスの実現に向けて、公民連携して保育園のサービス向上と最適な配置を進めます。

特に、民間保育園も多数運営されている本市においては、積極的に民間保育園の増加に向けた取り組みを実施します。具体的には、座間市保育園整備計画のもと、老朽化した施設の建て替えを主に民営化4園、直営維持5園とする施設の再整備を進めます。また、民有地の施設については、代替地への移転を進めます。

② 児童館

児童館は、公民館、地区文化センター、老人憩いの家及びコミュニティセンターと横断的に機能の再編を進め、最適な配置と複合化を図ります。

児童ホームの機能については、原則として学校に機能を移転し複合化します。

③ 老人憩いの家、総合福祉センター

老人憩いの家は、公民館、地区文化センター、児童館及びコミュニティセンターと横断的に機能の再編を進め、最適な配置と複合化を図ります。また、最適な配置の検討にあたり、老人憩いの家は、施設の老朽化が進行しているため、他施設への移転を基本とします。

市有地でない敷地にある施設については、原則廃止して他施設へ機能を移転し、借地の返還を進めます。

総合福祉センターは、福祉の拠点であることから、計画的な維持管理により、長寿寿命化に努め、ライフサイクルコストの最小化を図ります。また、今後、施設状況を考慮のうえ、他の福祉施設の機能移転を図ります。

④ 生きがいセンター、通園センター、もくせい園

生きがいセンターは、他の施設への機能移転を検討します。

通園センター及びもくせい園は、他の施設への機能移転及び統廃合を検討します。

(6) コミュニティセンター・集会所

① コミュニティセンター

コミュニティセンターは、公民館、地区文化センター、児童館及び老人憩いの家と横断的に機能の再編を進め、最適な配置と複合化を図ります。

② 集会所

老朽化が進行しており、敷地が民有地のため他施設への機能移転または地域への譲渡を進めます。

(7) 市営住宅

現在整備されている施設については、計画的な維持管理を行い、長期にわたり活用を図ります。また、老朽化した施設は、民間ストックを活用して施設の統廃合を行い、総量の縮減を行います。

すでに整備計画が策定されている市営住宅については、民間活力の導入による本市の財政負担の軽減を検討していきます。

(8) リサイクル・清掃関連施設

リサイクルプラザ、クリーンセンター、資源リサイクルセンター、第2資源リサイクルセンターについては、計画的な維持管理により、ライフサイクルコストの最小化を図ります。また、中長期的には各施設の統廃合や広域化の可能性についても検討します。

(9) その他施設

分庁舎は、他の施設への移転を検討し、移転後は原則廃止とします。さがみの自転車駐車場は、利用率が高く、多くの市民が利用している施設であることから、計画的な維持管理により、ライフサイクルコストの最小化を図ります。公園管理棟等についても当面は現在の状況を維持し、計画的な維持管理により、ライフサイクルコストの最小化を図ります。

第4章 今後の取組み

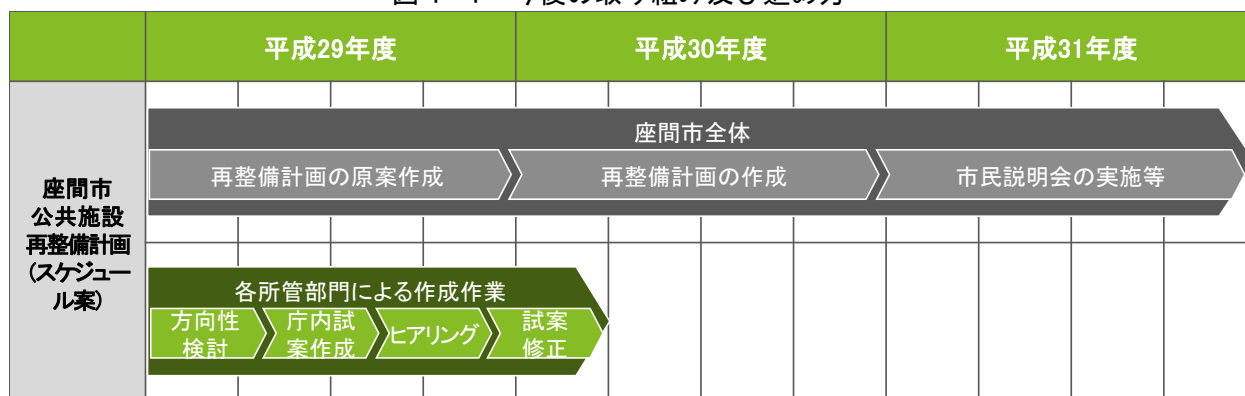
1 座間市公共施設再整備計画策定に向けた取組み

(1) 今後の取組み及び進め方

本市では基本方針を具体化し、今後の個別施設の方向性を定める座間市公共施設再整備計画について、平成29年度から平成31年度の3カ年で策定する予定です。

平成29年度は、各施設を所管する所管部門において、今後の方向性を検討のうえ再整備計画（原案）の作成作業を行うこととしています。再整備計画の検討の際は、基本方針策定時に実施した市民アンケートを基礎資料として活用するとともに、市民との情報共有を図りながら進めるものとします。公共施設の再整備にあたっては、最小の負担で最大の効果が得られるよう、検討を行う必要があることから、国・県からの財政措置（補助金等）を受けて整備された施設においても、今後の維持管理費との比較をし、判断を行ってまいります。

図4-1 今後の取組み及び進め方



(2) 上位・関連計画への反映

公共施設の再整備計画は、本市のまちづくりや政策と関連性が大きいことから、再整備計画の検討結果については、平成33年度から予定している次期総合計画及び次期都市マスタープランの策定に反映します。

(3) 庁内体制

今後の再整備計画の策定にあたっては、庁内に座間市公共施設再整備計画策定委員会及び座間市公共施設再整備計画策定部会を設置して、全庁的かつ横断的な検討を行います。また、計画の進捗管理、各施設所管課との調整などを担う事務局（市政戦略課）を設置し、全庁的な観点から取組みを推進します。

これまでの公共施設の現状や課題を踏まえ、単独の所管部門だけでは解決できない課題解決や施設のあり方を横断的に検討するために、座間市公共施設再整備計画策定部会の中にワーキンググループを設置して、施設単位での詳細な検討及び調整を行います。ワーキンググループでは、まず、市が提供しているサービスについて今後のあり方を検討し、そのうえで、施設の再整備について検討を進めます。ワーキンググループには、施設を所管していない部署も参画し、市民サービスに着目して横断的な検討を行うとともに、座間市公共施設再整備計画の進捗にあわせて、ワーキンググループの新設及び改編を行っていきます。

また、市が保有する土地の活用についてもワーキンググループを設置し、全庁的な検討を行います。

2 基本方針推進に向けた庁内体制

公共施設マネジメントを推進するためには、公共施設の情報を一元管理し、全庁的に取り組む必要があります。また、施設の耐用年数が長いことから、長期的な視点にたって行う必要があります。このため、全体を一元管理する部署を設置し、情報の一元化、民間活力に向けたプラットフォームの構築などを推進します。

民間活力導入（P16）に関する用語集

委託	地方公共団体の業務を民間事業者などの第三者に有償等により委ねること
市場化テスト	これまで官が独占してきた公共サービスについて、官と民間が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする制度のこと
包括的民間委託	あらかじめ定められた仕様に基づく「仕様発注方式」を改め、民間事業者に対して一定の性能確保を条件として、複数年契約を原則にある程度の裁量を任せる「性能発注方式」による包括的な委託方式のこと
指定管理	地方自治法第 244 条の 2 に基づき、地方公共団体が指定する法人その他の団体（指定管理者）に公の施設の管理を行わせることができる制度のこと
貸付	地方公共団体が有する公有財産をその用途または目的を妨げない限度において有償または無償にて第三者等に貸し付けること
民営化	これまで地方公共団体が実施してきた事業を民間経営に移管すること
コンバージョン （用途転換）	現在の使用している施設用途を変更して、新しい用途で施設を活用する手法のこと
譲渡	地方公共団体が所有している施設を有償または無償により地域等に譲り渡す制度のこと
コンセッション	公共施設等の所有権を移転せず、公共施設等運営権を民間事業者 に長期間にわたって付与する方式のこと
公設民営（DBO）方式	地方公共団体が資金調達を負担し、設計・建設、運営を一括して民間事業者 に委託する手法のこと
P F I	PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等に、民間の資金、 経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の 手法のこと
公有地信託	地方公共団体が所有する土地を金融機関などに信託しその収益を地方公共団体 に納める手法のこと
建物譲渡特約付借地	定期借地権の一つで、借地権の存続期間を 30 年以上に設定し、契約期間終了後 に借地人の建物を買収する手法のこと

事業用定期借地	事業用建物所有に限る目的で、10年以上50年未満の存続期間において契約し、借地人は建物を壊して土地を返還する手法のこと
普通借地	最低30年の存続期間をもとに更新のある借地権のことで、借地人が希望すれば契約は更新される手法のこと
一時使用目的借地	建物所有を目的に、一時使用のために借地権を設定する手法のこと

座間市公共施設再整備計画基本方針

(平成 29 年 3 月発行)

発行 座間市

編集 市政戦略課

〒 252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目 1 番 1 号

TEL 046 (252) 7961 (直通)